

『R5年度税制改正納税環境 無申告加算税引き上げ等(2)』

納税環境整備のうち、もう1つの柱となるのが加算税制度の見直し。申告義務を認識していなかったとは言いがたい無申告について所要の措置を講ずることとなった。【無申告加算税の割合の引上げ】高額な無申告への対応として、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%とする。(現行



15%、50万円を超える部分は20%) 調査通知以後、かつ更正予知の前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税では25%となる。

【繰り返される無申告行為に対する加重措置の整備】二度目以降に課される無申告加算税又は無申告重加算税に、その割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告もしくは修正申告(調査通知前、かつ更正予知の前にされたものを除く)又は更正もしくは決定があった場合に、それに係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について無申告加算税もしくはそれに代えて重加算税が課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。上記の措置は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に適用される。地方税における加算金制度についても、同様の見直しが行われる。

『女性登用は加速化するか 女性版骨太の方針2023』

少子高齢化に伴う労働力不足が懸念され続けているが、これまでその解決策として決定的な施策がないというのが現実だろう。高齢者の就業年齢を引き上げて戦力化する、リスクリングにより社内失業者を発生させない、就労可能な女性の戦力化など、アイデアはあるものの、有効に機能しているかとなると疑問が残る。実際、各企業の労働力不足懸念は払拭されていない。労働力不足解消に有効であることはもとより、多様性の確保、女性の所得向上や経済的自立などを考えると、女性活躍の推進は極めて重要になるだろう。そのような状況を受け、政府は「女性版骨太の方針2023」の策定に向けての議論を開始した。プライム市場上場企業については2030年までに女性役員比率を30%以上にする、いわゆるL字カーブ解消のために多様で柔軟な働き方の促進等を目指すことなどを盛り込んだ方針を定め、今後の政策の具体化を進める意向だ。

プライム市場上場企業で女性役員がいない企業は減少傾向にあるが、なお約2割に上る。諸外国では数値目標の設定等により、女性役員比率の向上を実現している。育児や家事労働の影響もあり、女性の正規雇用比率は30歳以降低下する現状、政府の取組みの行方が注目される。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com